

議案第 9 1 号

三次市税条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日

三次市長 福 岡 誠 志

三次市税条例の一部を改正する条例（案）

三次市税条例（平成 1 6 年三次市条例第 7 8 号）の一部を次のように改正する。
。

第 1 8 条中「公示送達は、」の次に「公示事項（同条第 2 項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和 2 9 年総理府令第 2 3 号。以下「施行規則」という。）第 1 条の 8 第 1 項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第 1 8 条の 3 中「地方税法施行規則（昭和 2 9 年総理府令第 2 3 号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（公示送達に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の三次市税条例第18条の規定は、この条例の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。